

## 会 告

### 1997年刊行以前の「鉱山地質(旧字体含む)」及び 「資源地質」掲載論文の著作権委譲について

資源地質学会では1998年に投稿規定を改訂し、改訂以後に「資源地質」に掲載された論文につきましては、著作権を学会に帰属させて頂いております。

このたび当学会の前身である鉱山地質学会を含め、1951年創刊以降の学会誌「鉱山地質」及び「資源地質」が、独立行政法人科学技術振興機構(JST)の「科学技術論文発信・流通促進事業推進委員会(黒川 清委員長)によって、「平成20年度電子アーカイブ対象誌」に選定され、1951年の1巻1号まで遡って全てのバックナンバー(2007年末まで)が電子化されることになりました。

しかし、前述の投稿規定(1998年改訂)以前の投稿規定では著作権に関する規定がないことから、当該規定で投稿・掲載された論文については、学会への著作権の委譲がなされていない状況です。

(電子アーカイブ対象誌については、科学技術振興機構(JST)のホームページ

<http://www.jst.go.jp/pr/info/info577/index.html> をご覧下さい。)

つきましては、1998年改訂以前の投稿規定で投稿・掲載された論文につきましては、次の3項目について、著作者のご了承を得たいと考えております。

1. 資源地質学会は、学術的な目的において、「鉱山地質」及び「資源地質」に掲載された論文等の全部又は一部を複製する権利、および電子媒体を通じて送信する権利を有する。
2. 資源地質学会は、学術的な目的において、第三者に上記1と同等の権利を行使させる権利を有する。
3. 上記の行為の結果により収入がある場合には、その収入を本会の運営費用に充てる。

上記3項目にご承諾を頂けない場合には、個別に当該論文を電子アーカイブ化の対象から外させて頂くことに致したいと思っておりますので、2009年3月19日までに、本会事務局([srg@kt.rim.or.jp](mailto:srg@kt.rim.or.jp))までお知らせ下さい。お知らせがない場合には、承諾を頂けたものとして取り扱わせて頂きます。

2008年11月

資源地質学会 会長 浦辺 徹郎